

喜多方市地域おこし協力隊募集要項 (こまがた元気会担当)

塩川町駒形地区は、喜多方市の南東部、田園地帯から雄国山麓までに 23 集落が点在する、豊かな農山村資源・歴史・文化等を持つ人口約 2 千人の農村地域(小学校区)です。しかしながら、少子高齢化に伴って、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣害の増加、集落機能の低下、空き家増加等の様々な課題が出てきています。

これらの課題に対し、喜多方市では、地域住民が主役となって市民同士や行政と協働しながら、地域課題の解決や地域おこしを行う「協働のまちづくり」を推進しており、駒形地区では、協働のまちづくりの取組として、住民組織「こまがた元気会」を令和元年度に設立し、地域住民や地域内の各団体と連携した活動を進めています。

こまがた元気会では、令和 2 年度には活動の指針となる「こまがた元気ビジョン」を策定するとともに、令和 5 年度には活動をより体系化し実効性を高めた「こまがた元気プラン」を策定するなど、より効果的な地域づくり活動を進めているところです。

現在、活動拠点となる「駒形げんき交流館」には、集落支援員 1 名を配置し、こまがた元気会の活動の支援を行っているところですが、活動を軌道に乗せ地域の課題解決や住民の思いを実現するためには、外部の若い力が必要です。そこで、こまがた元気会を中心とした継続した地域づくりをより一層推進するため、地域住民とともに活動に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

1 募集人数

1 名

2 活動内容

- (1) こまがた元気ビジョン及びプランに基づく事業の企画・実施・サポート
- (2) 農産物直売所の運営支援及び特産品開発による地域資源の活用
- (3) 農業・農産物加工及び有害鳥獣被害対策など営農関連の知識・技術習得
- (4) その他、自らのアイデアや個性を生かした塩川町駒形地区の地域活性化に向けた活動

3 勤務場所

こまがた元気会事務所「駒形げんき交流館」(喜多方市塩川町中屋沢字竹屋丙 30-1)

4 雇用形態及び勤務条件

- (1) 雇用形態 市の雇用
- (2) 身分 パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号)
- (3) 賃金等 170,000 円/月
市の基準により通勤手当相当額・期末手当、勤勉手当を別途支給します。所得税及び健康保険・厚生年金・雇用保険への加入に伴う保険料等の本人負担分が控除されます。

副業は可能です。(届出が必要)

- (4) 勤務日等 週4日勤務。通常の勤務時間は、8:30~17:15(昼休憩 12:00~13:00)
ただし、土日、祝日又は勤務時間外に勤務をした場合は、勤務日及び時間等の振替を行います。
- (5) 住居 家賃は月額30,000円までは市が全額負担します。
月額30,000円を超える場合、構造と延べ床面積に応じて一部自己負担額が生じます。
光熱水費や家財等への保険料は本人負担となります。
- (6) 休暇 年次有給休暇(1年目-10日以内※、2年目-11日、3年目-12日)
※採用日により付与日数が異なります。
特別休暇(夏季休暇等)
- (7) 活動費 予算の範囲内で市が準備します。

5 雇用期間

- (1) 採用日から2027(令和9)年3月31日まで。
- (2) 採用日から最長3年間の雇用延長が可能。
- (3) 隊員としてふさわしくないと市長が判断した場合は、任期中であっても任用を取り消す場合があります。

6 募集条件(対象)

次の(1)、(2)の要件を満たす者。

(1) 次に該当する者

- ア 年齢、性別は問いません。
- イ 地域活性化に積極的に取り組み、隊員期間満了後も本市に定住する意欲のある方。
- ウ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方。
- エ 三大都市圏をはじめとする都市地域または地方都市(ただし、条件不利地域(※1)を除く)に居住(※2)し、採用後、喜多方市に住民票を異動し、生活拠点を移すことができる方。

※1 条件不利地域とは、次の(ア)~(キ)のいずれかに該当する地域とする。

- (ア) 過疎地域自立促進特別措置法、(イ) 山村振興法、(ウ) 離島振興法、(エ) 半島振興法、
(オ) 奄美群島振興開発特別措置法、(カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法、(キ) 沖縄振興特別措置法に指定された地域。

※2 次のいずれかに該当する者は、居住地要件の例外として扱う。

- (ア) これまで地域おこし協力隊として同一地域で2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内である者
- (イ) 語学指導等を行う外国青年招致事業(「JETプログラム」)を終了した者で、JETプログラム参加者として2年以上活動し、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内である者

オ 普通自動車免許を有している方。自家用車をお持ちの方。

- カ パソコンの基本（ワード、エクセル、パワーポイント等）操作ができる方。
- キ SNS等情報発信ツール、HP作成ツール等を使いこなせる方が望ましい。
- ク 人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方。

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- イ 喜多方市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

7 募集期間

2026（令和8）年 3月9日（月）から 4月24日（金）まで。

※採用が決まり次第募集を終了します。

なお、募集期間経過後においても募集人数に満たない場合は、その都度選考を行います。

8 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を持参または郵送により提出してください。

履歴書、応募用紙は、喜多方市ホームページからダウンロードできます。

ア 履歴書（市販のものでも可 ※顔写真を貼付のこと。）

イ 応募用紙

テーマ「私が地域おこし協力隊として取り組みたいこと」

※志望動機や意気込み、自身の経験等をどのように活かして取り組むのかをご記入ください。

ウ 住民票抄本（直近1か月以内のもの）

エ 普通自動車免許証の写し

(2) 選考方法

募集期間中であっても、一定数の応募があった場合は、その都度選考を行い、合否を決定します。選考の結果、採用が決定した場合はその時点で募集を終了します。

① 第1次選考：書類選考

提出された履歴書と応募用紙により都度書類選考を行い、応募者には都度結果を文書で通知します。

② 第2次選考：面接選考

書類選考の合格者に対し、都度面接による選考を実施します。面接選考結果（合否）を文書で通知し、合格者を採用します。

(3) 事前相談・現地案内

応募を検討している方、募集要項について不明点がある方には個別相談も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。また、応募前に活動地域や生活環境確認のため、希望者に対し、現地案内も実施しています。

9 注意事項

本募集は令和8年度の予算成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合があります。予めご了承ください。

10 問い合わせ・応募先

喜多方市 企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室

電話：0241-24-5306 FAX：0241-25-7073

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

E-mail：chiiki@city.kitakata.fukushima.jp